

遺伝資源の知的財産価値の保護事例（契約の活用例）

○豚改良メジャーの事例

種豚の改良の事業を行う A 社は、種豚の遺伝資源（生体、精液等）の販売に際し、自社の改良成果の保護を図るため、以下の内容を盛り込んだ契約を行っている。

【用途制限】

- ・ 種豚改良への利用の禁止（最終的に肥育用の家畜の作出にのみ利用できる）

【提供制限】

- ・ 転売を行う者は、用途制限条項の受諾を確認できる者以外への提供をしてはならない

【制限対象】

- ・ 上記の用途、提供の制限は、A 社が直接提供した遺伝資源のみならず、当該遺伝資源を用いて作出した生体、精液、受精卵などの派生物を含む

【担保措置】

- ・ 制限の違反に対する違約金の支払い義務

【履行管理（体制）】

- ・ 転売を行う者において、在庫、提供の状況について A 社に報告しなくてはならない

○穀物種苗メジャーの事例

穀物の改良の事業を行う B 社は、種苗の販売に際し、自社の改良成果の保護を図るため、以下の内容を盛り込んだ契約を行っている。

【用途制限】

- ・ B 社から購入した種子は、1 シーズンの栽培のためにのみ使用しなくてはならない
- ・ B 社から購入した種子を栽培して得られた種子（収穫物）の、再度播種するための保存禁止
- ・ B 社から購入した種子及びそれから得られる植物体の遺伝子構成等の研究禁止

【提供制限】

- ・ B 社から購入した種子又はそれを栽培して得られた種子（収穫物）の、研究目的の第三者への譲渡の禁止

- ・ B社から購入した種子又はそれを栽培して得られた種子（収穫物）の、栽培目的の第三者への譲渡の禁止
- ・ B社から購入した種子を栽培して得られた種子（収穫物）は、栽培承認が得られている国以外に輸出してはならない
- ・ B社から購入した種子を栽培して得られた種子（収穫物）を購入しようとする者に対して、その転売先を確認しなくてはならない

【制限対象】

- ・ 派生物（B社から購入した種子から得られる植物体や収穫物）についての制限は、上記のとおり

【担保措置】

- ・ 裁判費用の違反者負担の義務

【履行管理】

- ・ 購入者は、栽培に関する記録を付け、B社の求めに応じて当該記録を提供しなければならない
- ・ B社は、購入者の栽培状況を確認するため、当該購入者の農場に立ち入ることができる

【その他】

- ・ B社の種子は、B社の許諾を受けた正規の業者以外から購入してはならない
- ・ B社から種子を購入した者が本契約に違反した時は、自動的に本契約は解除され、B社は、契約違反行為を差し止めることができる